滋賀県の森林・林業施策について

資料2－3

※()内：R6予算額（百万円）

法令

琵琶湖森林づくり条例
滋賀県県産材の利用の促進に関する条例

目的（第1条）（*第1条*）

定義（第2条）（*第2条*）

基本理念（第3条）（*第3条*）
6項目の基本理念について規定
6項目の基本理念について規定

責務等（第4条～第8条）（*第4条～第9条*）
県、森林所有者、森林組合、県民、事業者の責務を規定
県、林業・木材産業事業者の責務、森林所有者、関係事業者、県民の役割を規定

基本計画（第9条）（*第10条*）
基本方向と今後の対応策について、基本計画を策定
県産材利用促進の施策等について、基本計画を策定

（環境に配慮した森林づくり）
第10条　環境に配慮した森林施業等の推進
総合的かつ計画的な間伐対策
適時適切な主伐・再造林
風倒木被害防止・軽減
森林の土地の境界明確化の推進
森林組合への委託等による森林施業
鳥獣対策の推進
第11条　樹齢が特に高い樹木のある森林の保全
第12条　水源のかん養機能の維持および増進

（県民協働による森林づくり）
第13条　県民の主体的な参画の促進等
第14条　里山の保全の推進
第15条　流域における森林づくりに関する組織の整備の促進
第16条　びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間
第17条　農山村の活性化

（森林資源の循環利用の促進）
第18条　県産材の利用の促進
第19条　森林資源の有効な利用の促進
第11条　県産材の安定供給の促進
第12条　県産材の加工流通体制の整備
第13条　県の県産材の利用
第14条　建築物における県産材利用の促進
第15条　木質バイオマスの有効利用
第16条　事業の多角化・高度化への支援
第17条　新製品等の研究開発の促進
第18条　人材の確保・育成
第19条　県民の理解関心等の増進

（次代の森林を支える人材の確保、育成）
第20条　森林所有者の意欲の高揚等
第21条　森林組合の活性化
第22条　森林環境学習の促進

財政上の措置（第23条）（*第20条*）、森林づくりの状況の公表（第24条）

計画

琵琶湖森林づくり基本計画

基本方向
琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

基本方針
琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり
やまの資源をフル活用した収益の最大化

基本施策1
（多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり）
- 適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進
  - ・多面的機能重視、持続可能
  - ・森林経営管理制度の推進
  - ・地球温暖化防止
- 災害に強い森林づくりの推進
  - ・県民生活の安全・安心
  - ・水源林の適切な保全管理
- 生物多様性の保全

基本施策2
（多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり）
- 多様な主体による森林づくりの推進
- 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

基本施策3
（森林資源の循環利用による林業の成長産業化）
- 活力ある林業生産の推進
  - ・境界明確化、集約化の推進
  - ・路網整備、機械化による生産性向上
- 県産材の加工・流通体制の整備
- あらゆる用途への県産材の活用
- ICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化

基本施策4
（豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり）
- 林業の担い手の確保・育成
- 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成

施策

琵琶湖森林づくり基本計画に基づく主な取組

	従来事業・県譲与税（3,209(うち譲与税73)）	琵琶湖森林づくり事業（1,121(うち県民税801)）
森林づくり（3,769）	**森林整備** ・造林事業(1,191) ・県営林事業(56) ・境界明確化支援(53) 等	**森林整備** ・環境林整備(56) ・農地漁場水源確保森林整備(354) ・次世代の森林づくり(16) ・災害に強い森林づくり(16) 等
	水源林保全対策 ・治山事業(1,646) 等	**水源林保全対策** ・水源林保全巡視(24) ・調査研究(17) 等
		生物多様性保全 ・森林動物対策事業(134) ・巨樹・巨木の森保全(5)
	間伐材搬出対策 ・林道事業(158) 等	**間伐材搬出対策** ・間伐材の仕分け・ストック支援(37) ・機械化促進(6) 等
地域づくり(36)		**県民協働による森林づくり** ・協働の森づくりの啓発(16) ・農山村活性化対策(20) 等
産業づくり(328)	**木材産業振興・木材利用** ・木材産業振興施策(31) 等	**県産材利用による啓発** ・住宅や公共施設でのびわ湖材利用(134) ・木育の推進(163)等
人づくり(197)	**森林林業担い手対策** ・林業労働力対策(8) ・人材育成(20+46) 等	**森林環境学習** ・「やまのこ」事業(119)、自然保育(4) 等

県民税条例における使途の位置づけ

環境を重視した森林づくり
- ・生物多様性が保たれ、災害に強い健全な森林づくり
- 新たな世代の森林づくり
- 地球温暖化防止に貢献する間伐材の搬出・利用
- 防災・獣害防止機能を高める里山の整備

県民協働による森林づくり
- 協働の森づくりの啓発
- 多様な主体による山村の活性化
- 木のぬくもりや良さを体感する機会の提供による県産材の普及啓発
- 木育や森林環境学習の推進

森林法 → 全国森林計画に即する（森林法第5条） → 地域森林計画

地域森林計画 → 基本計画と整合

都道府県の森林関連施策の方向
伐採・造林・林道・保安林の整備の目標等

- 治山事業、造林事業等の従来事業は地域森林計画に位置付け
- 譲与税については森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に規定、森林経営管理法に基づく事業に充当
- 基本計画の基本施策のうち、県民税の対象とならない事業を含む